

一般社団法人環境DNA学会

入会及び会費 細則

第 1 条 一般社団法人環境DNA学会(以下、本法人と略記)の入会及び会費については、本法人の定款に定められたことのほかは、この規則による。

第 2 条 本法人の会員になろうとする者は、別に定める電磁的方法による入会申込に、所定の事項のすべてを記入し、当該年度の会費を添えて、本法人事務局に提出しなければならない。

第 3 条 入会に際し、全ての入会希望者は、正会員、賛助会員のいずれかの区分から会員資格を選択するものとする。

第 4 条 既納の入会年度の会費は、いかなる事由があっても返還しない。但し、理事会が入会を承認しなかったときは、入会申込書に添えて提出された当該年度の会費は、これを返還する。

第 5 条 本法人の会費については、本法人の会則に定められたことのほかは、この細則による。

第 6 条 会費は、当該会計年度の間、年額の全額を納入しなければならない。

第 7 条 会費は、年額を分割して納入することができない。

第 8 条 本法人の会員の会費は、会員区分に従い次に掲げる額とする。また、それぞれの会員の権利は、下表のとおりである。なお、社会人学生は学生会員の対象外である。賛助会員は申込口数の上限はない。

区分	年会費	大会発表	役員・代議員(選挙・被選挙権)
正会員 (一般)	10,000 円	○	○
正会員 (学生)	3,000 円	○	○
賛助会員 (1口)	50,000 円	○ (1口1名)	×

第 9 条 この規則の改訂は代議員会の承認を得なければならない。